

愛知県渇水対策本部 第1回本部員会議 次第

日時：2026年3月24日（火）

午前9時から午前9時15分まで

場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

1 渇水対策本部の設置

2 議題

(1) 水源状況について（資料1、資料2）

(2) 節水の取組及び渇水による被害の状況について（資料3）

(3) 渇水対策の実施について

愛知県渇水対策本部 名簿

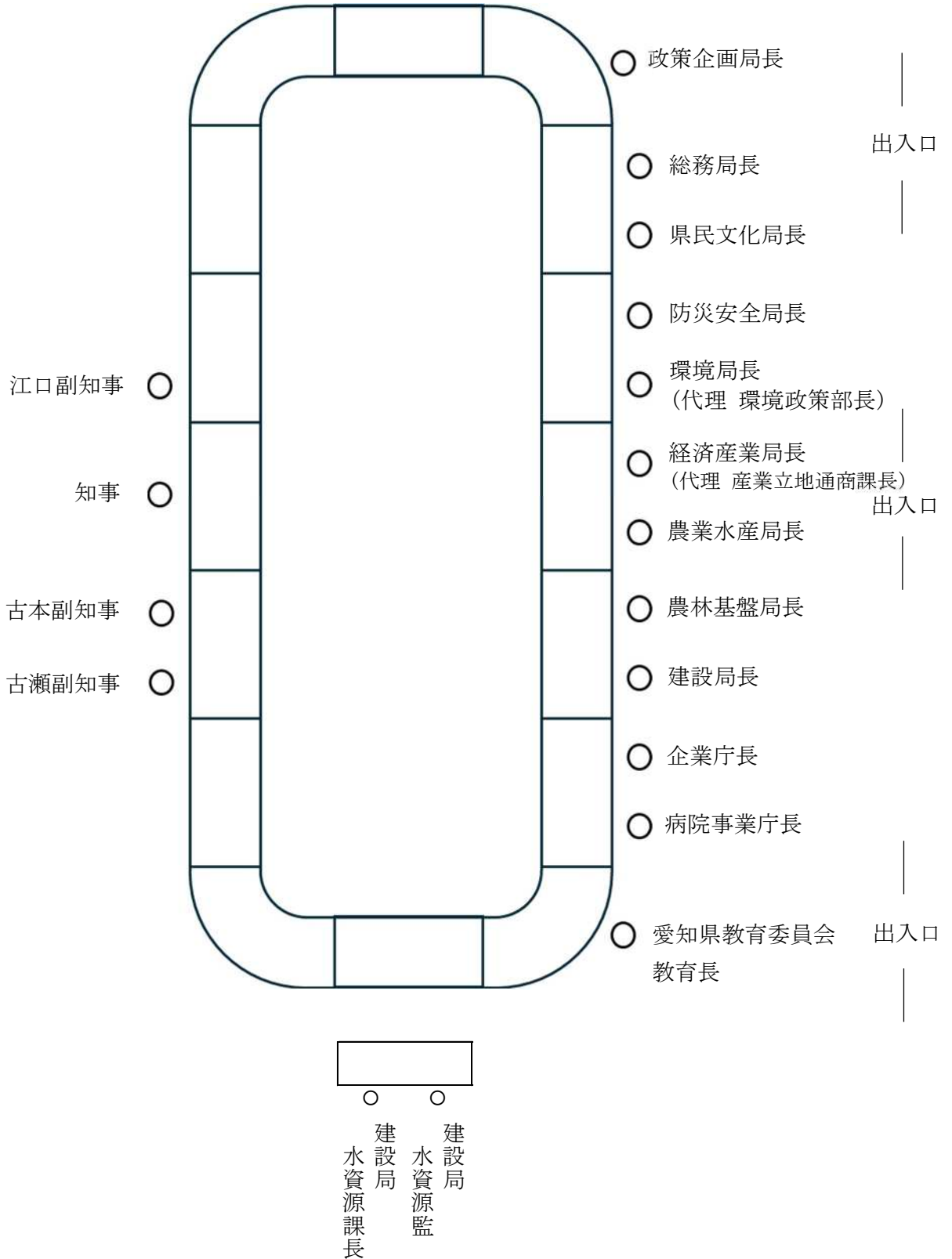
役 職	職 名	氏 名
本部長	知事	大村 秀章
副本部長	副知事	古本 伸一郎
副本部長	副知事	林 全宏
副本部長	副知事	古瀬 陽子
副本部長	副知事	江口 幸雄
本部員	政策企画局長	青山 泰司
本部員	総務局長	瀬瀬 知行
本部員	防災安全局長	富安 精
本部員	県民文化局長	森岡 士郎
本部員	環境局長	武田 祥延
本部員	経済産業局長	犬塚 晴久
本部員	農業水産局長	松井 直樹
本部員	農林基盤局長	下平 達也
本部員	建設局長	西川 武宏
本部員	企業庁長	権田 裕徳
本部員	病院事業庁長	丹羽 康正
本部員	教育長	川原 馨

日時：2026年3月24日（火）

午前9時から午前9時15分まで

場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

愛知県渇水対策本部 第1回 本部員会議 配席図



愛知県渇水対策本部設置要綱 概要

1 渇水対策本部の概要

組織構成：本部長（知事）

副本部長（4副知事）

本部員（政策企画局長、総務局長、防災安全局長、県民文化局長、環境局長、経済産業局長、農業水産局長、農林基盤局長、建設局長、企業庁長、病院事業庁長及び教育長）

事務局（建設局水資源課）

所掌事務：**利水の緊急措置、被害状況の把握及び応急対策の実施**とその**連絡調整**

- * 渇水対策本部には、総括班（班長：水資源課長）、農業水産対策班（班長：農地計画課長）、水道対策班（班長：上下水道課長）の3班を設置し上記実務を実施

2 本部長の実務

本部員会議：知事を議長とし渇水状況や今後の対応を確認

（参考抜粋）

第7 会 議

- 1 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 2 本部長は、必要に応じて、関係本部員を招集し、会議を開くことができる。
- 3 本部長は、本部員その他、必要と認める者に対し、本部の会議への出席を求めることができる。

愛知県渇水対策本部設置要綱

第1 趣 旨

この要綱は、愛知県渇水対策本部（以下「本部」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

第2 設 置

異常渇水による水事情の悪化に対処し、利水の緊急措置、被害状況の把握及び応急対策の実施とその連絡調整を図るため、本部を設置することができる。

第3 設置等の規準

- 本部は、次の場合に設置する。
 - 全県的な異常渇水により給水に支障を来し、県民の生活及び産業活動に重大な被害が発生するおそれがある場合。
 - 地域的な異常渇水であっても、(1)に準ずる被害が広範囲にわたって発生するおそれがあり、緊急水源確保措置が必要と認められる場合。
- 本部は、次の場合に解散する。

前項に示す状況が解消若しくは解消の見通しが立った場合。

第4 所掌事務

本部は、次の事務を所掌する。

- 渇水情報の収集に関すること。
- 水確保の調整に関すること。
- 応急対策の調整に関すること。
- 被害状況の把握に関すること。
- その他応急対策に関すること。

第5 組 織

本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 本部長は、知事をもって充てる。
- 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 本部員は、政策企画局長、総務局長、防災安全局長、県民文化局長、環境局長、経済産業局長、農業水産局長、農林基盤局長、建設局長、企業庁長、病院事業庁長及び教育長をもって充てる。

第6 本部長等の職務

- 本部長は、本部の事務を総理する。
- 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

第7 会 議

- 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 本部長は、必要に応じて、関係本部員を招集し、会議を開くことができる。
- 本部長は、本部員の他、必要と認める者に対し、本部の会議への出席を求めることができる。

第8 班の設置

- 本部にその事務を処理するため、別表に定める班を置く。
- 緊急を要する事項、軽易な事項等については、総括班において処理することができる。
- 班会議を行う場合、必要に応じて他の班長等の出席を求めることができる。

第9 庶 務

本部に係る庶務は、建設局水資源課において処理する。

第10 委 任

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

班名	班員	所掌事務
総括班	政策企画局 広報広聴課長 総務局 総務部 総務課長 防災安全局 防災部 消防保安課長 県民文化局 県民生活部 県民総務課長 環境局 環境政策部 水大気環境課長 経済産業局 産業部 産業立地通商課長 農業水産局 農政部 農政課長 農林基盤局 農地部 農地計画課長 建設局 上下水道課長 建設局 河川課長 ◎建設局 水資源課長 企業庁水道部 水道計画課長 病院事業庁 管理課長 教育委員会 管理部 総務課長	1 渇水情報の収集及び広報に関すること。 2 被害状況、渇水対策等のとりまとめに関すること。 3 各班の連絡調整に関すること。 4 他機関に対する連絡、要請等に関すること。
農業水産対策班	農業水産局 農政部 農政課長 農業水産局 農政部 農業振興課長 農業水産局 農政部 農業経営課長 農業水産局 農政部 園芸農産課長 農業水産局 畜産課長 農業水産局 水産課長 ◎農林基盤局 農地部 農地計画課長 農林基盤局 農地部 農地整備課長	1 農水産物の被害調査に関すること。 2 農水産物の技術対策に関すること。 3 農業用水、養魚用水の調整、確保に関すること。 4 応急措置の実施に関すること。 5 関係機関への連絡調整に関すること。

水道対策班	経済産業局 産業部 産業立地通商課長 ◎建設局 上下水道課長 企業庁管理部 総務課長 企業庁水道部 水道計画課長 企業庁水道部 水道事業課長	1 節水体制の実施調整に関すること。 2 上水道及び工業用水道事業者間の給水応援に関すること。 3 その他給水体制の確保にかかる諸事項に関すること。 4 都市用水の被害調査に関すること。 5 関係機関への連絡調整に関すること。
-------	--	---

〔注〕 ◎印は、班長を示す。

水源状況 及び 節水対策等の状況 【2026年3月24日（火）0時現在】

水系名		木 曾 川			矢 作 川	豊 川				
用水名		愛 知 用 水			木曾川用水	矢作川総合用水 明治用水・枝下用水	豊 川 用 水			
ダム名		牧尾ダム	阿木川ダム	味噌川ダム	岩屋ダム	矢作ダム	豊川全体(宇連ダム +大島ダム+7調整池)	【 参 考 】 宇連ダム	大島ダム	
水源 状 況	利水容量 千m ³	68,000	22,000	31,000	23,418	50,000(6/1-10/15) 65,000(10/16-5/31)	51,820	28,420	11,300	
	目的(本県分)	農・上・工	上・工	上・工	上・工	農・上・工	農・上・工	農・上・工	農・上	
	貯水状況 --- 平年貯水率									
	貯水量 千m ³	10,085	12,593	29,034	23,418	16,373	3,364	0	651	
	[平年貯水量]	[10,027]	[18,340]	[29,525]	[23,348]	[35,200]	[40,011]	[20,126]	[10,074]	
	[貯水量平年比]	101%	69%	98%	100%	47%	8%	0%	6%	
	貯水率 %	14.8	57.2	93.7	100.0	25.2	6.5	0.0	5.8	
	[平年貯水率] %	[14.7]	[83.4]	[95.2]	[99.7]	[54.2]	[77.2]	[70.8]	[89.2]	
	雨 量	2025(12月)(平年比)	82 (111%)	58 (102%)	91 (110%)	91 (115%)	54 (95%)	—	45 (62%)	55 (86%)
		[平年値]	[74]	[57]	[83]	[79]	[57]	—	[73]	[64]
2026(1月)(平年比)		11 (15%)	3 (6%)	34 (49%)	45 (63%)	10 (19%)	—	1 (2%)	3 (6%)	
[平年値]		[72]	[50]	[69]	[71]	[52]	—	[56]	[47]	
量	2026(2月)(平年比)	45 (46%)	37 (55%)	54 (57%)	37 (41%)	49 (64%)	—	70 (63%)	85 (91%)	
	[平年値]	[98]	[67]	[95]	[91]	[77]	—	[111]	[93]	
量	2026(3月)(平年比)	67 (42%)	58 (47%)	57 (36%)	62 (38%)	48 (34%)	—	43 (22%)	55 (30%)	
	[平年値]	[158]	[124]	[157]	[164]	[141]	—	[198]	[182]	
節水対策等の状況	現在の節水対策等	—	—	—	—	—	8/29 第1次節水対策開始 農5%, 上5%, 工5% 12/25 第2次節水対策開始 農10%, 上10%, 工10% 1/15 第3次節水対策開始 農20%, 上15%, 工20% 1/28 第4次節水対策開始 農30%, 上17%, 工30% 2/10 第5次節水対策開始 農40%, 上20%, 工40% 3/17 第6次節水対策開始 農45%, 上25%, 工45%	—	—	

豊川用水の水源の状況（2026年3月19日）

資料2

宇連ダム（貯水量 0千m³、貯水率0%）



大島ダム（貯水量 859千m³、貯水率7.6%）



出典：独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所ホームページ
<https://www.water.go.jp/chubu/toyokawa/>

豊川水系における節水対策状況について

2026.3.23現在

用途	農業用水	水道用水	工業用水	
現在の節水率	45%	25%	45%	
現在の節水対策	<ul style="list-style-type: none"> ○節水状況周知、節水協力依頼 ○少量配水に対応したバルブのきめ細やかな開閉操作 ○井戸の応急利用 ○番水※の実施を検討 ※区域毎に時間と順番を決めて配水 ○畑地かんがいポンプ稼働時間の制限を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 【水道事業者】 ○節水啓発活動 ○洗車自粛要請 ○配水圧力調整（減圧） ○5市共同自粛依頼 「夜間、水道ノータッチ運動」 ○自己水（井戸）の増量 	<ul style="list-style-type: none"> 【県】 ○節水啓発活動 ○給水車待機 	<ul style="list-style-type: none"> 【受水事業者】 ○再利用の強化 ○井戸の応急利用 ○バルブ調整 【県】 ○全受水事業所に対して節水対策の協力依頼
影響	<ul style="list-style-type: none"> ○配水管理、周知に伴う労力増 ○井戸の応急利用に伴う電気代増 ○バルブ開操作による漏水リスク増（見回りが増え更なる労力の増） ○田植えの遅延が懸念される 	<ul style="list-style-type: none"> ○高台などでの出水不良 ○公共入浴施設の臨時休業 	<ul style="list-style-type: none"> ○操業時間短縮、生産調整 ○作業効率の低下 ○電気・薬品使用量増加 	

【参考】節水対策等の推移

○利水者主導による節水対策

- 8/29～ 第1次節水対策（農水5%、水道5%、工水5%）
- 12/25～ 第2次節水対策（農水10%、水道10%、工水10%）
- 1/15～ 第3次節水対策（農水20%、水道15%、工水20%）
- 1/28～ 第4次節水対策（農水30%、水道17%、工水30%）
- 2/10～ 第5次節水対策（農水40%、水道20%、工水40%）
- 3/17～ 第6次節水対策（農水45%、水道25%、工水45%）

○河川管理者を含めた水利調整

- 2/20～ 緊急渇水対策（豊川本川からの緊急取水等）
- 3/17～ 緊急渇水対策（宇連ダム底水の汲み上げ）